

注文書-標準約款

以下の条件(以下「本標準約款」という。)及び本注文書の文面上買主が指定する条件は、本注文書の対象となるすべての購入品に適用される。本注文書の文面上別段の記載がない限り、これら約款の目的上、買主とは、ルーメン・テクノロジーズ株式会社をいう。

本標準約款は、以下の場合に適用される。(a) サプライヤーが本標準約款に基づき買主から本注文書を受諾し又は本注文書に従って購入品を発送し若しくは提供した場合で、かつ、(b) 購入品に適用される締結済みの基本契約又はサービス契約が買主とサプライヤーの間で有効ではない場合。購入品に適用される締結済みの基本契約又はサービス契約が買主とサプライヤーの間で有効である場合には、基本契約又はサービス契約は、本注文書の文面上買主が指定する条件とともに、本標準約款に代わって本注文書に適用される。書面で明示的に合意され、買主の権限を有する代表者が署名した条件を除き、本標準約款と抵触し又は本標準約款と一貫しない条件は、無効である。

A. 定義.

- a. 「関連会社」とは、直接・間接的を問わず、当事者を支配し、当事者に支配され、又は当事者との共同支配下にある事業体、又はその後分離された事業体を意味する。
- b. 「買主」又は「ルーメン」とは、本注文書において別段の記載がない限り、上記に明記されるルーメンの事業体を意味する。
- c. 「支配」とは、以下の株式を50%を超えて直接的又は間接的に所有していることを意味する。(a) 取締役会又は会社のその他の統治機関の選任に投票する権利を有する株式、及び/又は(b) その他の事業体の持分。支配し又は支配されとは、そのように解釈されるものとする。
- d. 「購入品」とは、本注文書に基づいて購入された製品又はサービス、又はライセンス許諾されたソフトウェア(これら約款に基づいてサプライヤーにより又はサプライヤーに代わって提供されたソフトウェア、組み込みソフトウェア、別個に又はソフトウェアの一部として提供された第三者ソフトウェア、ホスティング、マネージド、SaaS及びその他のオンラインの、サブスクリプションベースの提供及びアップグレードを含む。)を総称的に又は個別に意味する。
- e. 「本注文書」とは、買主がそれに記載される購入品を調達しかつ本サプライヤーが提供するために発行する買主の標準注文書様式を意味する。
- f. 「サプライヤー」とは、本注文書が発行される者又は事業体及び購入品を提供するその関連会社を意味する。

1. 申込み及び承諾

本注文書は、買主が購入品を調達する申込みを構成する。当該申込みは、(a) 電子メールによる受諾又はその他の電子的手段、又は(b) 買主への通知に基づき約款に定める条件にすべての点で準拠した、当該注文書に基づく購入品の出荷のいずれかにより、サプライヤーにおいて受諾することができる。買主は、受諾前のいつでも、書面でサプライヤーに撤回を通知することにより、当該申込みを撤回する権利を留保する。サプライヤーは、本注文書の承諾を通じて、本注文書に記載される条件を変更又は改変することはできない。当該変更は、サプライヤーによる反対申込みを構成するものとし、当該反対申込みは、本注文書の修正として買主により書面にて特に承諾されない限り、買主を拘束しないものとする。

2. 出荷、梱包及び包装

- (a) サプライヤーは、配送中に損傷又は破壊されないよう、本注文書に記載される条件に従い、当該購入品に適用される最良の業界基準に従い、また、適用される法律に基づき、適切に購入品(有体物/製品の場合に適用される。)を梱包し、包装するものとする。各配送においては、買主の適用される注文書番号、部品番号及び数量を明記し、当該本注文書に従った商品及び数量を詳述した各注文書の梱包明細書を添付するものとする。
- (b) 本注文書に定める購入品の納入日時は、本質的に重要である。本契約に基づくサプライヤーの義務に関しては、日時が重要である。サプライヤーは、サプライヤーが納入遅延の可能性を知った場合、直ちに買主に通知するものとする。サプライヤーは、買主の事前の合意なしに、本注文書に明記されている納入日時より前に、購入品を買主に納入してはならない。仮にサプライヤーがそのようにした場合、買主は当該購入品の納入を拒否することができ、サプライヤーは本契約に定める納入日時に従い、当該購入品を再納入する義務を負うものとする。買主が、早期に引き渡された購入品を保管することを選択した場合、当該購入品の支払期日は、サプライヤーが本注文書で要求されるとおり購入品を引き渡したものと仮定して到来するものとみなす。本標準約款の書面上別段の記載がない限り、納入は買主が指定する仕向地へのDDPであるものとする。
- (c) 購入品に関する所有権及び損失の危険負担は、当該購入品が買主の指定する場所に納入された時点において買主に移転するものとし、サプライヤーが本注文書に基づき購入品を設置又は試験する必要がある場合は、サプライヤーによる当該購入品の設定、試験及び買主による試験結果の受諾が完了した時点において買主に移転するものとする。サプライヤーは、いかなる性質の担保権、抵当権及び請求権も一切ない状態で、購入品の所有権を買主に譲渡することに同意する。購入品の配送と同時に、サプライヤーは、買主の書面による要求に応じて、購入品のすべての証券的権利又は担保権が免除又は放棄されたことについて、買主が合理的に

満足する証拠を買主に提供するものとする。

- (d) サプライヤーは、購入品の納品数量が、本注文書において要求される数量と一致することを保証する責任を負うものとする。納入された数量が注文された数量と異なる場合、買主は、その引渡しを受諾する義務を負わないものとし(但し、買主の選択により受諾することも可)、サプライヤーは、本注文書の未履行部分の履行について引き続き責任を負うものとする。かかる場合、買主は、買主が実際に引き渡し、受諾した数量の購入品に対してのみ支払うものとする。

3. 請求書、支払い及び税金

- (a) 買主は、本注文書の条件に従って引き渡された購入品につき、本注文書に定める価格をサプライヤーに支払うものとする。サプライヤーは、当該購入品に関する有効な税金請求書を買主に提出するものとする。各請求書には、(i) 購入品の説明、(ii) 買主の名称及び本注文書の番号、(iii) 当該購入品が引き渡された所在地及び引渡日、並びに(iv) すべての当該購入品の価格が記載され又は含まれるものとする。
- (b) (i) 購入代金(買主が権利を有するクレジットを差し引いた金額)の支払いは、60日以内に又は本注文書の文面上の支払条件に基づいて行われるものとし、起算日は(1)議論の余地のない請求書が引き渡された日又は(2)買主による購入品の受諾の、いずれか遅い方とする。(ii) 買主は、(a) サプライヤーによる本注文書のいずれか一部の違反又は(b) 購入品に関して買主に対して主張される先取特権、請求又はその他の責任がある場合、請求書の全部又は一部の支払いを留保することができる。買主は、先取特権、請求又は責任が買主の合理的な満足の行くように解決されるまで、買主をこれらから発生する損害から完全に防御できる十分な金額(買主により合理的に決定される。)の支払いを留保する権利を有する。(iii) 本注文書に明示的に記載される場合を除き、本注文書に基づく料金には、付加価値税、販売税又は使用税を含む税金、課徴金、関税又は同様の政府査定額は含まれないものとする。買主は、付加価値税(VAT) / 商品及びサービス税(GST) 並びに買主の購入に起因する適用ある販売税又はサービス税(有効な税金請求書に基づく)に責任を負うものとする。サプライヤーは、サプライヤーの収入、資産及び従業員に基づき課税されるすべての税につき、単独で責任を負う。買主が、適用源泉徴収税をサプライヤーへの支払から控除することを法律により要求される場合、本注文書に基づく支払いは、適用源泉徴収税につき減額されるものとする。

買主は、本注文書に関連して適用されるVAT又はGST法を含む適用される課税法のサプライヤーによる不履行又は不遵守に対して責任を負わないものとし、サプライヤーは、当該不履行又は不遵守に関連する請求につき買主を補償するものとする。

4. 検収

- (a) 買主又はその代理人若しくはその代表者は、購入品を検査し適切なテストを実施することが認められるものとし、本注文書に記載される本注文書の要件及び適用される仕様書、図面、サンプル及び説明、又は本注文書に関連して買主が提供するその他の合理的な指示に適合しないそれらを拒否する権利を有するものとする。買主による購入品の受領、みなし受領又は使用は、当該購入品に関する数量、品質、明細書又はサプライヤーの保証に関するサプライヤーの義務を免除するものではない。買主は、引渡し後60日以内に、(買主の選択により)クレジット、仕入価格の返金、又は、影響を受けた購入品の交換のために、不適合の購入品をサプライヤーに返却することができ、サプライヤーはすべての費用及び損失のリスクを負担する。サプライヤーは、買主による拒絶の通知から24時間以内に、不適合な購入品を返品することを許可するものとする。
- (b) サプライヤーは、買主に対し、サプライヤーの施設において、原材料検査及び工程管理監査を実施すること及び購入品に関する合理的な情報を要求することを許可するが、これは、決してサプライヤーが適合する購入品を納入する義務を免除するものではなく、また、ここで許容される購入品を拒絶する買主の権利の放棄を構成するものではない。
- (c) 買主が合理的な検討により顕在的ではない瑕疵又は不適合を含む購入を受諾した場合、買主は、上記60日の期間内に受諾を取り消すことができる。

5. 表明及び保証

サプライヤーは、次のことを表明し、保証する:

- (a) サプライヤーは購入品を売る権利を有し、本注文書に基づき引き渡されるすべての購入品は、本注文書に言及される仕様書、図面、サンプル及び内容に適合し、また購入品の供給及び使用目的がすべての適用される法律、規則及び規制に適合している。さらに、ここで引き渡され、(該当する場合)インストールされるすべての購入品は、新品で、品質が高く、目的に合致しており、(i) 当該購入品に関するサプライヤーの標準保証期間又は(ii) 買主による購入品の受諾後1年のいずれか長い期間、材料及び仕上がりに欠陥がないものとする。
- (b) 上記のいずれかの違反が生じた場合、サプライヤーは、影響を受けた購入品を、サプライヤーの費用負担で交換するものとし、サブ

ライヤーは、発生した合理的かつ実際の費用を買主に補償するものとする。サプライヤーは、報告された欠陥のある購入品を試験するか、又は、購入品の性能を評価して、報告された欠陥を確認することができるものとする。

- (c) サービスに関連する購入品は、専門的かつ職人らしい方法で実施される。
- (d) 購入品及び本注文書において許容される購入品の使用は、第三者の知的財産又は財産権を侵害せず、これに違反せず、又は不正使用とはならない。
- (e) 購入品に含まれるソフトウェア又はデータには、コンピュータシステム又はコンピュータシステムのコンポーネント(セキュリティ機能又はデータを含む。)にアクセス、損傷、無効化又はシャットダウンするために設計されたバックドア、トロイの木馬、ソフトウェアウイルス、又はその他の悪意のあるコンピュータ命令が含まれない。

6. 理由のある解除

- (a) 以下のいずれかの事態の発生は、サプライヤーによる本注文書の違反を構成し、サプライヤーへの書面の通知により本注文書を終了する権利を買主に与えるものとする。(i) サプライヤーが適時に購入品を納入し、インストールし、(該当する場合)検査しない場合、(ii) 購入品が適用ある記載又は仕様に適合しない場合、(iii) サプライヤーが本注文書の重要な条項を履行しない場合、(iv) サプライヤーが、買主の事前の書面による同意なしに、本注文書又は本注文書に基づく権利若しくは義務を譲渡し、又はサプライヤーが、サプライヤーの支配的所有権の譲渡若しくは関係会社でない第三者との合併をする場合、(v) サプライヤーが支払不能に陥り、又は債権者の利益のために譲渡され、又はサプライヤーの資産の全部若しくは一部を担当する管理者、管財人若しくは類似の役員が任命された場合。
- (b) 6(a) (i) に基づく配送遅延の場合、又は、治癒期間のない第5条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第18条の違反の場合(買主が単独の裁量により書面で治癒期間の付与に同意する場合はこの限りではない。但し、その義務からサプライヤーを免除するものではなく、また、買主の権利も失われない。)を除き、サプライヤーは、買主から治癒通知を受領後30日以内に(又は当該通知の文面に記載されたより短い期間、又は買主が書面で許可した期間)、違反を治癒しなければならない。サプライヤーが当該治癒期間内に是正しない場合、買主は、書面の通知により直ちに本注文書を解除することができ、買主は、解除日前に引き渡され、受諾された、影響を受けない適合する購入品の未払い残高の支払いを除き、責任を負わないものとする。

7. 任意の解除

買主は、サプライヤーに書面で通知することにより、いつでも本注文書の全部又は一部を解除する権利を有する。解除通知をもって、サプライヤーは、買主の指示に従い作業を中止するものとする。買主は、サプライヤーが受諾する前に、違約金を支払うことなく、本注文書を修正し又は取り消すことができる。サプライヤーの承諾後は、買主は、違約金を支払うことなく、引渡し前に、いずれか又は全ての購入品を遅らせることができる。

購入品(サービス部分ではない)に関する解除の場合、サプライヤーは、直ちに、但し、いかなる場合にも、解除の発効日から30日以内に、かかる解除に関する請求を、書面にて買主に提出するものとする。当該請求は、本注文書の終了部分に関してサプライヤーが負担する実際の確認可能な事前承認された費用担当(利益・利息又はサプライヤーがサプライヤーの他の顧客に引き渡し又は転用することができる購入品又は部品に関するものを除く。)に限定され、終了する本注文書(製品の部分)の価格の比例配分の最大額を上限とする。サプライヤーは、いかなる場合にも、予想利益又は逸失利益の支払いを受けないこととする。終了時にサプライヤーに報酬が支払われるすべての完成品又は部分完成品及びすべての購入品は、買主の財産となるものとする。サプライヤーによるサービス提供のための注文書が終了した場合には、解除費用は支払われないものとする。

8. 補償及び責任制限

サプライヤーは、自己の費用負担で、買主、その関連会社及びこれらの顧客、役員、取締役、従業員及び代理人(以下「被補償当事者」という。)を、本注文書に基づき提供される購入品がいくつかの国におけるいずれかの特許、著作権、商標、トレードシークレット又は他の知的財産権の権益を侵害していると主張して、被補償当事者に対して提起された申立て、要求、訴訟、原因、法的責任、損失又は経費(合理的な弁護士費用を含む。)につき、防御し、補償し、損害を負わせないものとし、当該請求につき買主から書面により速やかに通知を受け次第、全ての費用及び認められた損害を支払うものとする。買主又は買主のカスタマーによる購入品又はその一部の使用、流通、リース、ライセンス又はその他頒布に対する差止命令が当該請求に起因する場合(又は、買主が当該差止命令の可能性があると合理的に判断する場合)、サプライヤーは、自己の費用負担で(及びサプライヤーのその他の義務に加えて)、買主及び/又は買主のカスタマーのために、購入品の使用、流通、リース、ライセンス又はその他頒布を継続する権利を買主及び/又は買主のカスタマーのために取得するものとし、又は非侵害的であるが機能的に同等となるように、購入品を交換又は修正若しくは再実施するものとする。

サプライヤーは、自己の費用負担で、被補償当事者を、(i) 約款に明示的に記載される、保証、表明又はその他義務の違反、(ii) 人身傷害及び有形及び無形の財産の損失又は損害を含む、本注文書に基づくサプライヤーの作為又は不作為、(iii) 製造物責任請求などを含む、注文書に基づきサプライヤーが提供した又はそれらに関連する注文書に基づき提供された購入品、(iv) サプライヤーが行った保証又は表明の不正確性、(v) 適用される法律及び約款に従い、又は サプライヤーの人員による買主へのアサインメントの終了により、サプライヤーの人員又は下請業者に対する報酬若しくは利益の不払いに起因して、いずれかの被補償当事者に対して提起された、申立て、要求、訴訟、原因、法的責任、損失又は経費(合理的な弁護士費用を含む。)につき、防御し、補償し、損害を負わせないものとする。

(i) 補償義務の違反、(ii) 守秘義務の違反、及び(iii) 過失、詐欺又は適用法に基づき除外又は制限することができないその他の責任に起因する人身傷害又は死亡に起因する請求を除き、いずれの当事者も、本注文書により直接的又は間接的に生じる派生的、付随的、間接的、懲罰的又は特別の損害(商業的損失又は逸失利益を含む。)につき、他方当事者に対して責任を負わない。これと異なるいかなる規定にもかかわらず、本注文書に起因又は関連するあらゆる種類の請求に対する買主の総責任は、請求の原因となった購入品の価格を超えないものとする。

9. 保険

購入品の引渡し前に、サプライヤーは、本注文書の履行に関連したサプライヤーの業務に起因し又はこれから派生する、提供されたサービスに対する責任、又は、人身の死亡若しくは傷害、及び財産に対する損害などを含め、サプライヤーが保険をかけることが賢明である全てのリスクに関する保険を、調達し、その後、維持するものとする。保険のレベルは、その妥当性を確保するために検討され続けるものとし、いかなる場合にも、本注文書に参照方式により組み込まれる基本契約(以下のリンクにあるサプライヤーポータルに位置する: <https://assets.lumen.com/is/content/Lumen/insurance-requirements-master-agreement?Creativeid=d22a89fd-5dbe-45dd-a4bb-93791e58cc88>)の保険要件に記載されている最低額を対象とするものとする。サプライヤーは、サプライヤーポータル上で又はその他Lumenが要求する保険証書又はその他商業的に受け入れられる証拠の形式並びに保険要件を遵守していることを示す、その他証拠を提供する。

10. 秘密情報及び広告

- (a) サプライヤーは、本注文書に関してサプライヤーが知った、買主又はその関連会社の明細書、図面、青写真、データ、事業情報(顧客から受領した情報を含む。)又はその他秘密情報(書面によるか、口頭か、有形か、無形かを問わない。)について、その秘密を保持するものとし、第三者に開示せず、また、本注文書の履行以外の目的のために使用しない。本注文書が終了した場合、サプライヤーは、すべての当該情報及びそのすべてのコピーを速やかに買主に返却するものとする。
- (b) 買主の事前の書面による同意なしに、サプライヤーは、いかなる方法においても、本注文書の存在又は条件又は取引を開示、広告又は公表してはならないものとする。本注文書に関し共同プレスリリースは発行されないものとする。

11. 一般

- (a) 本注文書の条項は、両当事者の授權代表者が署名した文書によってのみ修正することができる。サプライヤーのウェブサイト、製品スケジュール、「シュリンク・ラップ」又は「クリック・ラップ」契約書又はその他の事前に印刷された様式上のいかなる言語も(本契約に別段の明示の記載がある場合を除き)、本注文書を改訂、修正、支配又はその他影響を及ぼさないものとする。
- (b) サプライヤーは、独立した契約者であり、買主の代理人又は従業員ではない。上記を制限することなく、サプライヤーは、買主のために、何らかの表明又はコミットメントを行う権限を有さず、買主は、それらに関するいかなる責任も明示的に否認する。
- (c) 本注文書、その他の文書又は法律により付与されるすべての権利及び救済は、累積的であり、単独又は同時に行使することができる。本注文書のいずれかの条項がいずれかの政府又は裁判所の法律又は規則により無効と判定された場合も、当該無効は他の条項の執行可能性に影響を及ぼさないものとする。

(d) 準拠法

本注文書は、日本の法律に準拠するものとし、抵触法の原則に影響を与えることなく、日本国東京の裁判所がこれに基づく紛争を裁定する専属的裁判管轄権を有する。

- (e) 本注文書は、本注文書のすべての添付書類を含め、両当事者の完全な合意及び了解を構成し、本注文書の主題に関するすべての従前の合意、了解又は取決め(口頭及び書面の両方)に取って代わる。両当事者は、本注文書に記載される以外の表明又は保証により本注文書を締結するよう誘導されていないことを確認し、両当事者は、本注文書に記載される以外の表明、保証又は保証(過失によるか無罪によるかを問わない。)に関していかなる権利も救済も有さないものとする。

12. 贈賄防止

- 12.1 サプライヤーは、自ら又はその役員、従業員、株主、代表者、下請サプライヤー又は代理人をして、直接又は間接を問わず、本注文書の主題である全ての事項に関連して、(i) サプライヤー又は買主及びその関連会社に適用される反賄賂及び反汚職に関する適用される反汚職の法律、条文、規制及びコードに違反する可能性があり、(ii) 信義誠実、公平性及び信頼の期待に違反して、又は、受領者が受け取ることが不適切なものを与え、何人かに行動させることを意図し又は行動させ、又は、何人かに見返りを与え、(iii) 影響を与え、ビジネス上の行為につき有利を得て又は確保する意図で、公務員に対して又はそのためになされ、又は(iv) その他合理的な者であれば、業界基準及び一般に公正妥当と認められた誠実な商慣行に照らし、反倫理的で、違法で又は不適切であると考え、いかなる支払い、贈答品又はその他の利益を提案し、提供し又はその合意をし、又は、いかなる活動、慣行、行為にも従事しないものとする。
- 12.2 サプライヤーは、(i) 適用される腐敗防止法に基づきサプライヤーが犯す違反のリスクを最小限に抑えるために適切であるとサプライヤーが決定した内部監視、管理、デューデリジェンス及び記録管理手順を規定する贈賄防止遵守方針を常に保持し、要求に応じて買主にその反贈賄防止遵守方針の写しを提供し、(ii) 自ら又はすべての従業員、下請サプライヤー及び代理店が贈賄防止遵守方針の条件を遵守し、遵守することを確保し、(iii) 本注文書に関連するサービスを履行しているサプライヤーに関連する第三者が、本項でサプライヤーに課される条件と同等の条件を課す書面の契約に基づき履行することを確保するものとする。

13. **行動規範の遵守:** サプライヤーは、自らそしてその人員及び下請業者をして、買主/ルーメンのサプライヤーポータルに記載される買主のサプライヤーの行動規範(以下「サプライヤー規範」という。))の条件を確認し、遵守することに同意するものとする。本注文書をサポートする作業を遂行するサプライヤーの人員、従業員、代理人、請負業者などは、当該作業を開始する前に、サプライヤー規範を確認し、これに同意する必要がある。本注文書の目的上、買主/ルーメンのサプライヤーポータルとは、買主が随時指定する以下のURL又はその他のURLを意味するものとする。<https://www.lumen.com/en-us/about/doing-business-with-lumen.html> 買主のサプライヤーポータルは、随時更新又は修正することができる。

14. **法律の遵守:** 約款に基づく自己の義務を履行する際、サプライヤーは、自ら及び各再委託先が、反奴隷制に関する法律を含む、全ての適用される法律を遵守することを保証するものとする。上記を制限することなく、サプライヤーは、(i) 自社のサブ・サプライヤー、下請業者及びサプライチェーンの他の参加者に対し、自社のサプライチェーンにおける奴隷制又は人身取引が存在しないことを保証するために、デュー・デリジェンスの手続きを実施し、下請業者がこれを実施することを保証するものとし、(ii) 本注文書と関連するサプライチェーンにおける実際の又は疑わしい奴隷制又は人身取引を知り次第、買主に通知するものとし、(iii) 約款に基づき買主に提供されるすべての購入品のサプライチェーンを追跡するための適切な一連の記録を保持するものとし、(iv) 本第14条に記載する措置のコンプライアンスを確保するために買主が行う合理的な要請に従うものとする。サプライヤーは、本第14条に対するサプライヤーの違反の結果として被補償当事者が負担し又は被補償当事者に対して裁定された損失、責任、損害、費用(違約金、罰金及び訴訟の費用を含む。)につき、補償を行い、被補償当事者を免責するものとする。サプライヤーは、買主のサプライヤーポータルに記載されている適用されるポリシー及び要件に加えて、自己の費用負担で、全ての許可及びライセンスを取得し、全ての料金を支払い、サプライヤーの人員及び下請業者並びにサプライヤーによる本注文書の履行に適用される連邦、国際、州及び地方の法律(輸出管理及び経済制裁に関する法律を含む。)、条令、規則、規制及び命令(適用される労働法を含む。)を遵守するものとする。

15. 情報セキュリティとデータ保護

- a) **情報セキュリティ:** サプライヤーは、Lumenのサプライヤーポータルに記載される買主の情報セキュリティ要件を遵守することとし、当該条件は参照方式により組み込まれるものとする。
- b) **データ保護:** サプライヤーが買主の従業員又は顧客の個人データを処理する場合、サプライヤーは、サプライヤーポータルに所在し、この参照によりここに組み込まれるデータ保護追加契約(以下「DPA」という。)に定める条件を遵守するものとする。本標準約款におけるこれと異なるいかなる規定にもかかわらず、DPAは、本標準約款と矛盾する条件に優先する。

16. **記録及び監査:** サプライヤーは、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、本注文書の終了日又は満了日から72ヶ月間(又は適用法令に基づき要求されるより長い期間)、本注文書に関連するすべての費用の完全かつ正確な記録を維持するものとする。買主は、合理的な通知に基づき当該記録の写しを要求し、検査し、保持することができる。

17. **譲渡及び委任:** サプライヤーは、買主の事前の書面による同意なしに、全部か又は一部かを問わず、本注文書に基づく自己の権利又は義務を譲渡又は委任しないこととする。買主は、サプライヤーの同意なしに、本注文書に基づく権利の全部又は一部を、(a) その関連会社、(b) その事業又は資産の全部又は一部の合併、統合、再編又は売却に関連して、又は(c) 買主が規制要件に関連して適切と見なす方法で、譲渡することができる。

18. **広告・パブリシティ:** 本標準約款に定める場合を除き、いずれの当事者も、相手方当事者の名前、マーク、コード、図面又は仕様を、

相手方当事者の事前の書面による許可なしに、広告、プレスリリース、販売促進活動又はいかなるパブリシティにおいて使用しないものとする。

19. **権利放棄:** いずれかの当事者が本注文書に基づく権利を行使しない場合、当該権利の放棄を構成しないものとする。いずれかの当事者が約款に基づく権利又は本注文書のいずれかの条項の違反を放棄したとしても、それは当該条項又は本注文書のその他の条項のその他の違反に対する権利放棄を構成しない。権利放棄は、書面によらなければならない。
20. **非独占性:** 本注文書は非独占的であり、約款の文面に買主が明示的に記載する場合を除き、買主は、約款に基づく購入品の最低又は最高数量を約束又は保証しない。
21. **可分性:** 本標準約款のいずれかの条項が無効又は実施不能であるとの判断は、他の本標準約款の条項を無効にせず、本標準約款は、当該無効又は実施不能の条項が省略されたものとして解釈され、実施される。但し、本注文書の主たる目的が阻害されていないことを条件とする。
22. **存続:** 「表明及び保証」、「補償及び責任の制限」、「秘密情報及び広告」、「保険」、「準拠法」、「記録及び監査」、「広告・パブリシティ」と題される条件の条項、「パブリシティ」、及び、その意味及び文脈により、本注文書の満了後も存続することを意図しているその他すべての条項は、存続する。